

共同住宅の水道料金等の算定の特例に関する取扱要綱（平成27年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

高知市上下水道事業管理者 山 本 三四年

共同住宅の水道料金等の算定の特例に関する取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、高知市給水条例施行規程第23条に規定する水道料金及び高知市下水道条例施行規程第45条に規定する下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の算定の特例（以下「特例」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同住宅 アパート・マンション等（公営のものを除く。）で居住部分が構造上又は利用上独立して使用できるように区画され、かつ、当該部分の床面積が建物全体の60パーセント以上を占めている建物をいう。
- (2) 水道水等 水道又は水道水以外の水をいう。
- (3) 給水装置 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（適用の要件）

第3条 特例の適用は、次の各号に掲げる要件に該当しなければならない。

- (1) 共同住宅であること。
- (2) 水道については、高知市給水条例（昭和48年条例第16号。以下「条例」という。）第3条第1号及び第2号に規定する給水装置で、口径が40ミリメートル以下のメーターを設置していること。
- (3) 水道水等を家庭の用として使用していること。
- (4) 各世帯の区画は、それぞれ単独に水道水等を使用することができ、かつ、風呂、トイレ及び台所を有すること。
- (5) テナントがある場合は、居住部分とテナント部分の使用水量を区分して計量できる私設メーター（以下「子メーター」という。）がテナント部分に設置されていること。
- (6) 子メーターを損傷及び汚水等の流入のおそれがなく、検針に支障がない場所に設置していること。
- (7) その他管理者が認めるもの。

（適用の申請）

第4条 共同住宅の所有者若しくは所有者の選定する管理責任者又は共同住宅の

居住者で構成される当該共同住宅の維持管理を行うための団体の代表者（以下「所有者等」という。）は、特例の適用を受けようとする場合は、特例適用申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

（適用の通知）

第5条 管理者は、前条の申請がこの要綱の定めに適合していると認める場合は、所有者等に特例適用通知（様式第2号）を送付する。

（水道料金等）

第6条 特例の適用を受ける場合の水道料金等の金額は、居住部分の水道料金等の金額とテナント部分の水道料金等の金額との合計額とする。

2 居住部分の水道料金等の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める条件により条例の規定を適用して算出するものとする。

(1) 使用水量 当該共同住宅全体の使用水量からテナント部分の使用水量を減じて得た数を当該共同住宅の世帯数で除して得た数とする（当該使用水量の算定において、当該共同住宅の世帯数は、満室時の世帯数とするものとする。）。

(2) メータ一口径 20ミリメートルとする。

3 テナント部分の水道料金等の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める条件により条例の規定を適用して算出するものとする。

(1) 使用水量 子メーターで計量した使用水量とする。

(2) メータ一口径 管理者の設置する水道メーターの口径とする。

（子メーターの維持管理）

第7条 所有者等は、次に掲げるところにより、子メーターの維持管理を行うものとする。

(1) 子メーターは、計量法（平成4年法律第51号）による検定有効期限内もので、かつ、正常に作動するものであること。

(2) 子メーターが故障したとき又は検定有効期限が満了するときは、量水器管理表により管理者に届出を行い、取り替えること。なお、検定有効期限満了のため取り替えるときは、当該満了日の2か月前までに管理者に申し出ること。

(3) 子メーターの設置場所及び周辺環境について、容易に検針が行えるよう良好な状態に保持するとともに、検針の妨げとなる物を設置し、又は工作物を設けないこと。

(4) 子メーターをボックス等の収納庫内に設置している場合は、扉が常時開閉できる状態にしておくこと。

（届出義務）

第8条 特例を適用されている所有者等は、特例適用を廃止する場合又は申請内

容に変更があった場合は、特例適用変更届書（様式第3号）により、速やかに管理者に届け出なければならない。

2 前項の届け出により、水道料金等に変更がある場合は、管理者の定める方法で精算するものとする。

（特例適用期間）

第9条 特例適用の期間は、第5条の通知日から1年間とする。ただし、管理者から事前に別段の通知が無い限り、本特例は同一条件でさらに1年間適用されるものとし、その後も同様とする。

（特例の取消）

第10条 管理者は、申請内容に虚偽又は重大な過失があった場合、特例適用を取り消すことができる。

2 管理者は、前項の取消について所有者等の責による場合は、水道料金等の精算を求めるものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めのないものについては、管理者が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

2 この要綱の制定前に特例を適用されている所有者等については、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱により改正後の共同住宅の水道料金等の算定の特例に関する取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請される高知市給水条例施行規程第23条に規定する水道料金及び高知市下水道条例施行規程第45条に規定する下水道使用料の算定の特例（以下「特例」という。）の適用について適用し、同日前に申請された特例の適用については、なお従前の例による。